

医療券(気管支ぜん息等)の 更新を忘れずに ～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患（りかん）しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、有効期間満了の1か月前を目安に保健福祉センターの窓口で更新手続きを行ってください。

桃色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777
東京都保健医療局環境保健衛生課

☎ 03-5320-4491

土地の現況に変更はありませんか？

固定資産（土地）に対する課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の現況で課税されます。所有している土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連絡をお願いします。

家屋の取り壊しをしたら 届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。なお、登記している家屋については、東京法務局西多摩支局で滅失の登記が必要となります。

※問い合わせは、

住民課 ☎ 83-2190

補聴器購入費助成のお知らせ

加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し介護予防につなげるため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【対象者】

- ①町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②障害者総合支援法による補聴器の支給を受けられていない方
- ③過去5年以内に、本事業による助成を受けていない方
- ④耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴（聴力が40デシベル以上、70デシベル未満）と診断された方または中程度難聴に当たるが、耳鼻咽喉科の医師から装着が必要と認められた方

【助成対象および助成額】

補聴器本体およびその付属品（上限7万円）

***助成金交付決定前に購入した補聴器は、助成の対象外となりますので購入前にご相談ください。**

詳しくはホームページをご覧ください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

12月3日から9日は「障害者週間」です。

障害者基本法では、国民に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、この期間が定められています。

この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいては、様々な意識啓発に係る取組が展開されます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

